

官報

号外 昭和三十六年四月十二日

○第三十八回 参議院會議錄第二十一号

昭和三十六年四月十二日(水曜日)

午前十時五十一分開議

議事日程 第二十号

昭和三十六年四月十二日

午前十時開議

第一 移住及び植民に関する日本
国とブラジル合衆国との間の協
定の締結について承認を求め
る件(衆議院送付)

第二 農林水産業施設災害復旧事
業費国庫補助の暫定措置に関す
る法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第三 国民年金特別会計法案(内
閣提出、衆議院送付)

第四 総理府設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第五 精神衛生法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第六 港灣法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 移住及び植民に関す
る日本国とブラジル合衆国との間
の協定の締結について承認を求め
る件

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議員から左の議案が提出され
た。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

国民年金特別会計法案

大蔵委員会に付託

森林開発公団法の一部を改正する法
律案

公有林野等官行造林法を廃止する法
律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

特殊土壌より、地帯災害防除及び振興
臨時措置法の一部を改正する法律案
(建設委員長提出)

建設委員会に付託

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆
議院に回付した。

皇室経済法施行法の一部を改正する
法律案

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る八日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(鈴木強君外七名発議)

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬嶺一君外四名発議)

一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 近藤 鶴代君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 谷口 慶吉君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 島島徳次郎君(谷口慶吉君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

倉庫業法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 吉田 法晴君

地方行政委員 西郷吉之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 千葉 信君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 千葉 信君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(議決報告書)

国民年金特別会計法案可決報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

案修正議決報告書

精神衛生法の一部を改正する法律案可決報告書

港灣法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定

日本国政府及びブラジル合衆国政府は、

移住に関する両国間の協力を調整し、及びそれぞれの利益に合致する形で移住を組織化することが必要であることを確信し、また、

日本人の技術及び労力の活用によるブラジル合衆国の経済開発を目的とし、かつ、国際協力の精神に基づいた適切な政策を実施することが両国を結ぶ伝統的な友好のきずなを強化することとなることを自覚して、

この移住及び植民に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

ブラジル合衆国駐在特命全権大使 安東 義良

ブラジル合衆国大統領 外務大臣

オラシオ・ラフニール

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

目的

第一條

この協定は、両国間の移住及び植民の問題を実際的に、迅速に、かつ、効果的に解決するため、両締約国の努力を結集してブラジル合衆国への日本人の移住の流れを指導し、組織化し、かつ、規制することを目的とする。

第二條

ブラジル合衆国への日本人の移住は、計画移住であると自由移住であるとを問わず、この協定の規定に従い、両締約国のすべての援助及び保護を受ける。

自由移住

第三條

自由移住とは、移住者の自由な発意及び経費負担により、単独又は一家族若しくは二以上の家族の集合による集団で行なわれる移住であり、この移住は、それぞれの国の現

行の關係一般法令の規定に完全に從つて行なわれるものとする。

第四条

兩締約國は、ブラジル合衆國への日本人の自由移住を促進し、かつ、容易にするため、取極を行なうことができる。

第五条

ブラジル合衆國政府は、第四条にいう取極が行なわれない間は、適当な二人の立会人によつて正当に証明されたか又は一人の公証人の面前で作成された雇用契約に基づく仕事をブラジル合衆國の法令の範囲内で行なう意図をもつてブラジル合衆國に定住することを希望する日本人に対し、自由移住に関する規則に従い、永住査証を付与する。

第六条

兩締約國は、ブラジル合衆國への日本人の自由移住を促進するため、現行の法令の範囲内で、移住希望者の指針となるあらゆる情報を提供し、かつ、これらの者の利益となるあらゆる便宜を供与することを約束する。

計画移住

第七条

計画移住は、兩締約國の合意により作成された計画に基づき、兩締約國の責任の下に行なわれる。

第八条

計画移住の量は、ブラジル合衆國の移住政策における自由の原則に基づき、日本國の移住者送出の可能性とブラジル合衆國の労働市場の必要性とを照らし合わせ、かつ、配置の實際の見通しに従つて決定される。

第九条

ブラジル合衆國への日本人の計画移住は、家族を同伴するとしないうを問はず、次の種類の者の移住とする。

- (a) 農業者、農業労働者、家畜飼育者、一般農村人、農畜産技能者並びに農村産業及びこれに関連する分野の専門的技術者で、直ちに土地所有者とならないことを問はず、定住する意図をもつて移住するもの
- (b) 農業者、農業労働者又は農畜産技能者の協会又は協同組合で、土地所有者とならないことを問はず、ブラジル合衆國にすでに存在しているか又は新たに設立する農場、農畜産企業又は計画植民地で就労する意図をもつて集团的に移住するもの
- (c) 技術者、工芸者、専門的技能者及び諸職業の専門家で、ブラジル合衆國の労働市場の必要性及び関係法令の要件に合致するもの
- (d) ブラジル合衆國の経済開発に有益である工業的又は技術的性質の事業単位又は企業で、同國の権限のある機関があらかじめ承認するもの

第十条

計画移住の制度によりブラジル合衆國に定住する日本人移住者は、この協定に定められているか又は兩政府間の特別の取極により認められることがある便宜を手えられる。

第十一条

日本國政府は、ブラジル合衆國に定住しようとする移住者に対し、日本國の経済条件が許す限り、次の財産を携行することを許可する。

- (a) 農業者、農畜産技能者及び農村産業の専門的技術者については、農業用の機具、道具及び機械（トラクター及び農畜産物加工用機械を含む。）
- (b) 技術上又は経済上有益な選択された動植物の種苗
- (c) 工芸者及び専門的技術者については、その職業用具

第十二条

ブラジル合衆國政府は、第十一条に掲げる財産について、事前許可制及び輸入税、消費税、通関手数料その他ブラジル合衆國への輸入について課される課徴金を免除する。

前記の特典は、移住者の活動の初期において絶対的に必要であり、かつ、その職種と経済状態とに相応した数量の財産のみに与えられる。

この条の規定による免除を受けた財産は、そのブラジル合衆國への輸入の時から二年を経過した後でなければ売却することができない。

募集及び選考

第十三条

日本國の権限のある当局は、第九条に定める種類でブラジル合衆國政府が提供する情報に合致するものに従い、計画移住者の募集及び予備選考を行ない、並びに確定選考に必要な事項を記載した候補者名簿を作成する。

日本國政府は、必要な場合には、いずれかの団体又は機関を指定して、この条に定める募集及び予備選考を行なわせることができる。

第十四条

ブラジル合衆國の当局は、第十三条の規定に従つて募集され、予備選考を経た候補者で、移住及び植民に関するブラジル合衆國の現行の法令の要件並びに選考のために定められた基準に合致するもののうちから、日本國の当局の協力を得て、計画移住者を確定的に選抜する。

確定選考は、乗船港の附近その他の適当な場所、能率的方法で実施される。

日本國政府は、必要な場合には、いずれかの団体又は機関を指定して、ブラジル合衆國政府が行なう確定選考に協力させることができる。

第十五条

日本國にあるブラジル合衆國の領事官憲は、移住者に対し、その者が第十四条にいう法令の要件に合致していることを確認した後、ブラジル合衆國への入國の査証を付与する。

日本國政府は、移住者に対し、ブラジル合衆國向けの乗船に先立ち、及び可能なときは旅行中に、ポルトガル語の知識を手えようにならざる努力を払わなければならない。

第十六条

日本國政府は、ブラジル合衆國の領事査証を取得した計画移住者の自由な乗船及びブラジル合衆國に持ち込むことを認められた財産の自由な船積みに必要な便宜を手えらる。

第十七条

日本國政府又は同政府が特に指定する団体は、計画移住者及びその財産の日本國からブラジル合衆國の上陸港までの輸送並びに旅行中の移住者に対する援助について、予算の範囲内で責任を負う。

第十八条

移住者の海路又は空路による輸送は、当該事項に関する現行の法令又は協定に従つて行なわれる。

出迎え、国内輸送及び配置

第十九条

ブラジル合衆國政府は、計画移住者が上陸した後最終目的地に至る

まで、次の事項について責任を負う。

- (a) 出迎え、宿舎の提供、給食及び医療衛生上の援助
- (b) 移住者の財産の通関及び保管
- (c) 移住者及びその財産の最終目的地までの輸送
- (d) 動物の畜舎への収容及び獣医上の援助

上陸予定港、移住者団の到着日程の確定その他の事項に関する個別の問題については、日本国の当局とブラジル合衆国の当局との間又は両国の当局と関係実施団体との間で、各別に取り決める。

ブラジル合衆国の領域への入国に際して行なわれる移住者及びその財産の検査は、関係法令に従って行なわれる。もつとも、財産については、第十二条の規定が守られるものとする。

ブラジル合衆国政府が希望するときは、いずれか一方の締約国が指定する団体は、この条に定める事項について、補助的に同政府に協力することができる。

第二十条

第十九条の規定に基づきブラジル合衆国政府が負う責任は、移住者及びその財産を最終目的地に配置した時に終了する。ただし、第二十一条の場合は、この限りでない。

第二十一条

最終目的地において受け入れられた移住者又は農業上若しくは工業上の役務の正常な提供を開始した移住者は、配置されたものと認める。

ブラジル合衆国政府は、移住者の到着の後一年以内は、第四十三条に定める混合委員会の意見を聴取した上で、配置換え並びに移住者及びその家族に対する援助の請求に応ずることができる。

植民

第二十二条

両締約国は、ブラジル合衆国への日本人の植民的移住の実施を容易にする行政上、技術上及び財政上の措置を執るにより、この移住を促進するよう努力する。

第二十三条

日本人の植民的移住は、農村特有の活動の遂行のため植民者を土地に定着させることをその主たる目的とし、この移住は、ブラジル合衆国政府が作成する移住及び植民に関する一般指導計画に従い、ブラジル合衆国の発展及び日本人植民者の繁栄に最も適切なブラジル合衆国の領域内の地域において実施される。

第二十四条

両締約国は、土地所有者であるかないかを問わず、公的又は私的の発意に応じて農村地帯に定住し、又は定着して、農村特有の活動を行なうすべての農業者を植民者と認める。

第二十五条

農村地帯とは、住民が農村特有の活動に従事しており、かつ、農業生産に経済的に依存している地域をいう。

第二十六条

第九条(a)及び(b)に掲げる種類の移住者の定着は、第二十三条の規定に従って行なわれるものとする。

第二十七条

配置の日から三年の期間が満了する前にブラジル合衆国の権限のある当局の特別の許可を得ないで農村地帯を去つた植民者は、この協定が植民者に与えることを定めた利益を受けることができない。

さらに、農村地帯における植民者に職業上の能力がないことがその定住の日から少なくとも三年の期間内に認められたときは、ブラジル合衆国政府は、その植民者について、この協定に定める責任から解放されるものと了解される。

定住

第二十八条

計画移住の制度によりブラジル合衆国に定住する日本人移住者は、第二十三条及び第二十六条の規定に従い、公的計画植民地又は私的発意に基づく計画植民地に入植することを認められる。

第二十九条

日本人植民者の定住に必要な土地は、ブラジル合衆国の連邦政府及び

州政府並びに個人（現行の法令に従って組織された私的団体を含む）が購入することができる。

第三十条

第九条(a)及び(b)に掲げる種類の移住者が購入する土地が連邦政府又は州政府の所有地であるときは、売却の単位価格は、取引時における当該地方の現行の価格以上であつてはならない。

第三十一条

州政府及び地方公共団体の当局による土地の低額譲渡の場合には、その価格は、それぞれの法令に基づいて定められるものとし、連邦政府は、その価格が評価の地方的条件の範囲内において最低価格となるようにあつせんすることを約束する。

第三十二条

連邦政府は、州政府及び地方公共団体の当局と交渉して、日本人植民者が分割農地に入植した後最初の三年の間、その分割農地、農作物、乗用車、生産物の運搬用の車両、生産物の加工施設及び生産物の販売に対して現に課されているか又は将来課されることがあるすべての租税その他の課税（地租並びに全額支払済みの分割農地の譲渡及び相続に対する租税を含む）が免除されるように努力する。

第三十三条

教育、医療及び厚生に関する援助は、ブラジル合衆国の権限のある当局が行なう。

両締約国が正当に認める団体は、日本人植民者が入植した各植民地において、植民者に対して医療に関する援助を行なうことができ、また、教師がブラジル合衆国の国籍及び法律に基づき正規の資格を有することを条件として、初等教育に関する援助を例外的に行なうことができる。

第三十四条

ブラジル合衆国政府は、この協定の目的を達成するため、州政府と交渉して、日本人植民者が入植した計画植民地に至る道路及び、可能なときは、分割農地に通ずる道路が当該州政府の負担により建設されるよう努力する。

第三十五条

ブラジル合衆国政府は、日本人植民者が入植した地域における熱帯地特有の農法に特に留意し、また、必要となるときはいつでも、この農法のための試験農場を、要請のあるときは日本国政府の協力を得て、設立する。

両締約国は、農業技師、獣医及び農牧監督である日本人及びブラジル人の技術者を指名し、ブラジル合衆国の権限のある当局はこれらの者を

契約によつて採用することができ
る。

第三十六条

両締約国は、ブラジル合衆国の環境に順応することが困難である移住者に対しこの協定の規定に従つて援助を与えるために執るべき措置について協議する。

移住者がブラジル合衆国の環境に絶対的に順応することができないことが明らかになつた場合には、混合委員会は、その者を帰国させることが都合がよいかどうかについて意見を求められる。帰国させることが都合がよいという意見のとおり決定された場合には、その者の乗船までの生活維持についてはブラジル合衆国政府が、その日本国への輸送については日本国政府が分担する。

第三十七条

両締約国は、移住者、協同組合及び正当に認められた団体に対し、金融機関による融資についての便宜を与える。

この条に定める融資が農業及び牧畜業の開始及び助成を目的とするときは、当該融資は、金融機関があらかじめ承認する個別の計画に従つて行なわれる。

第三十八条

ブラジル合衆国における植民者の活動の初期における生活を保証する

ため、日本国政府は、各家族がその到着後最初の六箇月間の生活維持に必要な額の外貨を携行するように努力する。

前記の金額は、混合委員会が、ブラジル合衆国の現行の生計費指数に基づき、同国の通貨建てで毎年決定する。

第三十九条

両締約国は、日本人植民者の土地への定着を促進することを主たる目的として、特に指定した団体を通じて、日本人植民者に財政的援助を与えることができる。

ブラジル合衆国政府は、日本国政府の財政的援助の供与に対し、租税上のいかなる負担をも免除する。

第四十条

この協定に定める混合委員会は、適当なときはいつでも、この章に定める融資又は援助の必要性について検討する。

保障

第四十一条

両締約国は、日本人移住者に対し、ブラジルの最終目的地までの旅行中に死亡し、又は偶発的な事故により損害を受けた場合に日本人移住者又はその家族のために金銭の給付が保証されるように、適当な保険を利用することを勧奨する。

第四十二条

両締約国は、日本人移住者が、植民活動の遂行に際し、農業保険の分

野で自然現象に基づく偶発的な危険及び失敗について保険を行なうことを奨励する。ブラジル合衆国の企業と農業保険契約を締結することを勧奨する。

混合委員会

第四十三条

日本人の技術及び労力をブラジル合衆国の経済開発に活用しようとするこの協定の高度の企図を実際効果的に実現するため、日本国政府及びブラジル合衆国政府が三人ずつ任命する六人の代表者からなる混合委員会を設置する。

混合委員会の日本国の代表者は、日本国政府が任命し、ブラジル合衆国の代表者は、外務省、移殖院及び移殖民院審議会がそれぞれ一人ずつ指名する。各締約国は、適当と認めるときはいつでも、自国の代表者の一人を首席代表に任命することができる。

前記の代表者のほかに、各代表団につき三人をこえない技術顧問を任命することができる。

第四十四条

混合委員会の所在地は、ブラジル合衆国の首都とする。同委員会は、この協定の実施のための必要に応じて、日本国及びブラジル合衆国の領域内のいかなる場所においても会合することができる。

第四十五条

混合委員会は、定期的会合のほか、一方の代表団の要請により、臨時に招集される。

混合委員会は、同委員会に認められた権限を一層よく遂行するため、実施事務局を設ける。

第四十六条

混合委員会を構成する代表者、技術顧問及び実施事務局員の報酬は、これらの者を任用する各政府の負担とし、同委員会の設置及び運営に要するその他の経費は、両政府が共同して負担する。

第四十七条

混合委員会は、いずれの国においても、常に両政府の権限のある機関と緊密に協力して行動し、次の主たる権限を有するものとする。

- (a) この協定、特に第七条に定める計画の十分な実施のため必要な基準、勧告及び行政上の措置を移住及び植民の問題について権限のある両政府の機関に提案すること。
- (b) 第九条にいう計画移住について第八条の規定に従つて決定される量を毎年提案すること。
- (c) 第二十三条にいう最も適切な地域の範囲を提案すること。
- (d) 第三十三条に定める援助の実施に必要な措置を執るようブラジル合衆国政府に勧告し、及び同条第二項の場合について関係団体が援助を行なう条件を備えているかどうかを審査すること。

助を行なう条件を備えているかどうかを審査すること。

(e) 第三十六条第二項の規定に従い、意見を求められたときは、移住者の帰国に関し意見を述べること。

(f) 第三十八条第二項にいう金額を定めること。

(g) この協定の適用について生ずる疑問を解き、及び意見の対立を調整すること。

(h) 委員会の運営に関する規則を定めること。

(i) 両政府間の合意に基づいて付託されたその他の問題を取り扱うこと。

混合委員会は、この協定の十分な実施のため必要と認めるすべてのことを両締約国に勧告することができる。

第四十八条

混合委員会は、同委員会に付託されたいかなる問題について満足すべき決定を行なうことができなかったときは、その問題を両政府に提出し、両政府は、これを外交上の経路を通じて解決するものとする。

改正

第四十九条

両締約国は、それぞれの又は混合委員会の発意により、この協定又はこの協定に基づく取極について、その実施及び経験の示すところに従

昭和三十六年四月十二日 参議院會議第二十一号

移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 農林水産業施設災
害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 四八八

い、これを改善して現実に即したものと
とするように改正することが適當
であるかどうかを検討するため、定
期的に協議する。

発効及び廃棄

第五十条

この協定は、各締約国の憲法上の
手続を完了した後批准されなければ
ならない。批准書は、できる限りす
みやかに東京で交換されるものとす
る。この協定は、批准書の交換の日
に効力を生じ、いずれか一方の締約
国により一年の予告をもつて廃棄さ
れない限り、引き続き効力を有す
る。

廃棄は、それ以前に執られた具体
的措置、実施中の事業又は前記の予
告が行なわれた日にすでにこの協定
に基づいて負っている約束にはいか
なる形においても影響を与えず、こ
れらの措置、事業及び約束は、完了
するまで継続される。

以上の証拠として、各全権委員
は、この協定に署名調印した。

千九百六十年十一月十四日にリ
オ・デ・ジャネイロ市で、日本語及
びポルトガル語により本書二通を作
成した。

日本国のために
安東義良

ブラジル合衆国のために
オラシオ・ラフェール

〔本内四郎君登壇、拍手〕

○本内四郎君 外務委員会における本
件審議の経過並びに結果を御報告いた
します。

ブラジルはわが国にとって最大の移
住者受け入れ国でありまして、戦前は
三十余年間に約十八万六千名が移住し
た実績があり、戦後においても、昭和
二十七年に移住が再開されて以来、
年々その数が増加し、昭和三十四年度
は七千人をこえるという実情でありま
したが、従来両国間には移住協定がな
く、移住者に与えられるブラジルにお
ける待遇及び援助は、もっぱらブラジ
ル政府の自発的、一方的措置にゆだね
られていたものであります。しかると
ころ、近年日本人移住者がブラジル国
民経済の発展に果たした大きな役割が
ブラジル朝野にあらためて認識される
に至ったのを機会といたしまして、両
国間に交渉が開始され、二年余の折衝
の結果、昨年十一月十四日リオ・デ・
ジャネイロにおいて本件協定が署名調
印されたものであります。

この協定は五十カ条にわたる詳細な
ものであります。その条項の大部分
は計画移住に関するものであります。
計画移住というものは、ブラジル国の経
済開発計画に沿ひ移住するものであ

り、従つて、ブラジル当局が積極的に
介入し特別な援助を与える点に、一般
自由移住と異なる特色があるのであり
ます。

協定の要点をあげますと、第一に、
計画移住は日伯双方の政府が合意の上
作成する計画に基づいて行なわれるも
のであります。他方、自由移住につ
いても両国がその促進に努力するこ
とを約束したこと、

第二に、移住者に対する両国政府の
援助措置が協定上の義務として約束さ
れている点であります。ことに計画移
住者については、ブラジル上陸後目的
地に配置されるまでの間の宿泊、給
食、輸送等がブラジル当局の責任とし
て規定されていること、携行する職業
用具等は無税通関が許されているこ
と、ブラジルの植民計画に基づいて移
住するいわゆる植民者に対しては、右
の援助のほか、土地の取得、地方税の
免除、道路の建設、試験場の設置等に
関して、ブラジル側の援助が規定され
ております。第三には、工業技術関係
の移住も計画移住として行なわれ得る
ことになっておるのであります。

委員会の審議におきましては、計画
移住の内容、従来からの自由移住に対
するこの協定上の取り扱い、協定実施
に関する混合委員会の性格と構成、商
工業移住者送出に関する政府の方針と
ブラジル側の受け入れ態度等につき質

疑が行なわれたのでありますが、詳細
は会議録により御承知願ひたいと思ひ
ます。

委員会は、昨十一日採決の結果、本
件は全会一致をもつて承認すべきもの
と決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認
することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本件は承認することに決し
ました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、農林
水産業施設災害復旧事業費国庫補助の
暫定措置に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出)を議題といたしま
す。

まず委員長の報告を求めます。農林
水産委員長藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年三月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法
律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律(昭
和二十五年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第三条の二中「前条」を「前二条」に
改め、同条を第三条の三とし、第三
条の次に次の一条を加える。

(連年災害における補助率の特例)
第三条の二 その年の十二月三十一
日までの三年間に発生した災害に
より甚大な被害を受けた政令で定
める地域内においてその年の一月
一日から十二月三十一日までに関
生した災害により被害を受けた農
地、農業用施設及び林道の災害復
旧事業につき前条第一項第一号の
規定により国が行なう補助の比率
は、同条第二項及び第三項の規定
にかかわらず、農地、農業用施設
並びに農地幹線林道及びその他の
林道ごとに、当該三年間の災害に
より被害を受けたこれらの施設の
災害復旧事業の事業費の総額につ
き、当該三年間の災害がその年の

一月一日から十二月三十一日まで
の間に発生したものとみなし、か
つ、その地域につき同条第四項の
規定による指定がなされたものと
みなして同条第二項及び第三項の
補助の比率を適用して算出した補
助金の額に相当する額を、その事
業費の総額で除して得た商に相当
する比率とする。この場合におい
て、その商は、小数点以下三位ま
で算出するものとし、四位以下
は、四捨五入するものとする。

2 前項に規定する地域内において
その年の一月一日から十二月三十
一日までに発生した災害により被
害を受けた農地、農業用施設及び
林道の災害復旧事業で都道府県以
外の者の行なうものについての第
三条第一項の規定の適用について
は、同項第二号中「次項各号（第三
項の区域内の農地、農業用施設、
林道及び漁港施設の災害復旧事業
の事業費のうち同項の政令で定め
る額に相当する部分については、
同項各号）の区分に従い、それぞ
れ当該各号に定める比率」とある
のは「次条第一項の規定により算
出される比率」と、「当該各号に定
める比率をこえて」とあるのは「そ
の同項の規定により算出される比
率をこえて」とする。

3 前二項の規定は、これらの規定
を適用しないものとして前条の規
定により算出した同条の規定によ
る国の補助の額が、前二項の規定
を適用して同条の規定により算出
した同条の規定による国の補助の
額をこえる場合は、適用しない。

附 則
この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十一年一月一日以後に発
生した災害について適用する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕
○藤野繁雄君 ただいま議題となりま
した農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律の一部
を改正する法律案について、農林水産
委員会における審査の経過並びに結果
を報告いたします。

この法律案は、農地、農業用施設及
び林道の災害復旧事業の実施を一そ
う円滑にするため、連年災害をこうむ
つた農林業者の災害復旧事業に対する国
庫補助率を高めようとするものであり
まして、これが内容の骨子は、その年
の十二月三十一日までの三カ年間に起
こつた災害で大きな被害を受けた政令
で定める地域内において、その年に起
こつた災害によつて被害を受けた農
地、農業用施設及び林道の災害復旧事
業について国が行なう補助の率は、過
去三カ年に起こつた災害がその年に一
度に起こつたものとみなして、現行の
単年災に準じて補助率を算定し、その
補助率をその年のこれらの災害復旧事

業に適用することとし、なお、この指
置は昭和三十一年の災害から適用する
ことになっております。

委員会におきましては、政府当局か
ら提案の理由その他について説明を聞
き、質疑に入り、昭和三十一年発生
の小災害対策、本改正法案の選択及び選
及規定並びに補助対象、現行法の運
用、その他雪害等、農林業災害及びそ
の対策について、政府当局の見解がた
だされたのでありまして、これが詳細
は会議録に議することといたします。

かくして質疑を終わり、討論に入
り、別に発言もなく、採決の結果、本
法律案は全会一致をもつて原案通り可
決すべきものと決定し、続いて、漁場
及び牧野に関する災害復旧並びに昭和
三十五年発生の小災害について、政府
の善処を求める趣旨の附帯決議を委員
会の決議とすることに決定し、この決
議に対し農林政務次官から、趣旨を体
し善処したい旨発言がありました。

右御報告いたします。（拍手）
○議長（松野鶴平君） 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（松野鶴平君） 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致をもつて
可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第三、国民
年金特別会計法案（内閣提出、衆議院
送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大
蔵委員長大平八郎君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

国民年金特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年四月七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）

国民年金特別会計法案

国民年金特別会計法

（設置）

第一条 国民年金法（昭和三十四年
法律第四十一号。以下「法」と
いう。）による国民年金事業を經營
するため、特別会計を設置し、一
般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、厚生大臣が、
法令の定めるところに従い、管理
する。

（勘定区分）

第三条 この会計は、国民年金勘
定、福祉年金勘定及び業務勘定に
区分する。

（国民年金勘定の歳入及び歳出）
第四条 国民年金勘定においては、
国民年金事業に係る保険料、業務
勘定からの受入金、法第八十五条
第一項の規定に基づく一般会計か
らの受入金、積立金からの受入金、
積立金から生ずる収入及び附屬雑
収入をもつてその歳入とし、国民
年金事業に係る給付費（福祉年金
給付費を除く。）及び還付金、国民
年金事業の福祉施設に要する経費
に充てるための業務勘定への繰入
金その他の諸費をもつてその歳出
とする。

2 前項に規定する業務勘定からの
受入金は、国民年金印紙により納
付された保険料に相当する額を、
国民年金勘定における経費の財源
として、業務勘定から繰り入れる
ものとする。

（福祉年金勘定の歳入及び歳出）
第五条 福祉年金勘定においては、
法第八十五条第二項の規定に基づ
く一般会計からの受入金及び附屬
雑収入をもつてその歳入とし、福
祉年金給付費及び附屬諸費をもつ
てその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）
第六条 業務勘定においては、法第
八十五条第三項の規定に基づく一
般会計からの受入金、国民年金印
紙の売りさばき収入、国民年金事
業の福祉施設に要する経費に充て

るための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱に關する諸費、第四条第二項の規定による国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第七条 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び繰越明許費要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、国民年金勘定及び業務勘定に係る次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第八条 この会計の歳入歳出予算は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

(歳入歳出決定計算書等の作成及び送付)

第十条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 国民年金勘定及び業務勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 当該年度末における積立金明細表

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計

算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(国民年金勘定の積立金)

第十二条 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上生ずる過剰は、同勘定の積立金として積み立てなければならない。ただし、同勘定の歳出の翌年度への繰越額及び第十六条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額は、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、政令で定めるところにより、同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

3 国民年金勘定の積立金は、国民年金事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

(剰余金の処理)

第十三条 福祉年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところに

より、これを国民年金勘定の積立金に組み入れ、又は業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(積立金の運用)

第十四条 国民年金勘定の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(余裕金の預託)

第十五条 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一般会計からの受入金等の過不足の調整)

第十六条 国民年金勘定又は福祉年金勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合においては、次に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金としてこれらの勘定において一般会計から受け入れられる金額から減額し、なお剰余があるときは、翌年度までにこれらの勘定から一般会計に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌年度までに一般会計からこれらの勘定に繰り入れる。

2 前項の規定は、第四条第二項の規定により毎会計年度業務勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金印紙により納付された保険料に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

(支出未済額の繰越し)

第十七条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国民年金事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の業務勘定又は福祉年金勘定に帰属するものとする。

3 第七條第二項又は第九條第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書等又は予算に添附すべき書類のうち、昭和三十六年度分にあつては第七條第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和三十七年度分にあつては同項第一号の書類は、その添附を要しないものとする。

4 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一條第一項を「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一條第一項又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十二條第一項若しくは第九十三條第二項に改め、同條第二項中「日雇

労働者健康保険印紙」の下に、国民年金法第九十二條第一項に規定する国民年金印紙を加える。

第三條第一項中「郵便局において」の下に「国民年金印紙は、都道府県又は市町村(特別区を含む)の事務所のほか、厚生大臣の委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所において」を加え、同條第二項中「郵政大臣が」の下に「国民年金印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は、厚生大臣が」を加える。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 国民年金特別会計の経理を行なうこと。

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「あへん特別会計」の下に「国民年金特別会計」を加える。

「大竹平八郎君登壇、拍手」

○大竹平八郎君 たいだいま議題となりました国民年金特別会計法案について

て、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

国民年金制度は、昭和三十四年第三十一回国会において成立いたしました。国民年金法により創設され、いわゆる福祉年金については昭和三十四年十一月からその給付が行なわれており、拠出年金については本年四月一日からその保険料の徴収が開始されることになっております。しかし、本案は、国民年金法に基づく国民年金事業の円滑な経営と年金事業の健全な発達をはかるため、政府管掌の各種保険事業におけると同様に特別会計を新設し、国民年金事業に關する経理を一般会計と区分して明確にしうとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げます。この特別会計におきましては、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定を設け、国民年金勘定においては、拠出制年金事業に關する経理を行なうこととし、福祉年金勘定においては、福祉年金の給付に關する経理を行なうこととし、業務勘定においては、国民年金事業の事務の執行等に關する経理を行なうこととし、それぞれ必要な歳入歳出等の規定を設けております。このほか、特別会計として必要な事項を規定するとともに、この特別会計の設置に伴う経過措置並びに必要な関係規定の整備をはかることとしております。

閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

委員会の審議におきましては、積立金の運用について特別の法律措置を講じてはどうか、貨幣価値の変動に対する措置を十分考慮する必要があるのではないかと、国民年金と所得倍増計画との関係はどうか等の諸点について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

審査報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、「国民年金は無拠出制で行なわれるべきもので、現行制度に反対であるから、本案にも反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、海洋に關する重要事項及び町名地番制度に關する重要事項について、それぞれ調査審議するため、総理府に海洋科学技術審議会及び町名地番制度審議会を設置しようとするものであつて、その措置はおおむね妥当と認める。

以上御報告申し上げます。(拍手)
議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

二、費用
本法律案に伴う費用は四百六万一千円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

昭和三十六年四月十一日
内閣委員長 吉江 勝保
参議院議長 松野鶴平殿

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

附則中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

昭和三十六年四月十二日 参議院會議録第二十一号 總理府設置法の一部を改正する法律案 精神衛生法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中公營競技調査会の項の次に次のように加える。

海洋科学技術審議会	内閣総理大臣の諮問に應じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。
町名地番審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じて町名地番制度に関する重要事項を調査審議すること。

第十五条第二項中「職員」の下に「その他これらの附属機関に關し必要な事項」を加える。

附則第四項中「税制調査会は昭和三十三年三月三十一日まで」の下に「町名地番制度審議会は昭和三十三年三月三十一日まで」を加える。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

この法律案は、總理府に附属機関として新たに海洋科学技術審議会及び町名地番制度審議会を設置しようとするものであります。

政府が、この二つの審議会設置の理由として述べるところによりますと、海洋は、国民生活、産業等に關連が深く、近時、世界各国は海洋の科学的究明と利用開発に力を注いでおり、特に、わが国においては、海洋に關する科学的技術的研究が必要と思われ、が、現状では、その調査研究が、個々の分野においてはかなり進んだものがあるにもかかわらず、相互の有機連絡と総合性に欠けるうらみが多いので、この際、これらの弊を除き、海洋の科学的研究の基本的方針を確立し、海洋に關する科学的技術的研究を総合的に推進する必要がある、と、總理府に、海洋に關する科学技術の重要事項を審議するため、海洋科学技術審議会を設置しようとするものであります。

また、町名地番の混乱により、国民の日常生活上及び行政上多大の不利不便を生じているので、これを整理することが急務であるが、町名地番の変更は、不動産の権利關係の公証との關係もあり、各方面の有識者の意見を聞いて慎重に対処する必要がある、と、町名地番整理についての根本方針を確立するため、總理府に臨時に町名地番制度審議会を設置しようとするものであります。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、この間、藤枝總理府總務長官その他、自治省、科学技術庁当局の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、まず、審議会等の一般問題につきましては、昭和三十四年一月の行政審議会の答申において、「なるべく速かに任務を完了して廃止するを適當とするもの」または「統合を適當とするもの」として数種の審議会等を指摘しているが、政府が今日においても、なお、この答申通り整理しない理由は何か、また、暴力犯罪防止対策懇談会の措置については、去る三月二十三日の当委員会において池田總理より答弁があつたが、今後、政府はこの懇談会についてどのような措置を講じようとするのか等の点につきまして、政府の所見をたゞされましたほか、

町名地番制度審議会につきまして、この審議会設置の理由と、この審議会において審議の中心となる事項、混乱せる町名地番の整理の根本方針の確立をこの審議会に求めようとする自治省当局の構想の適否、この審議会の委員十五名内外といふがごとき少数の委員と、この審議会の設置期間が一年といふがごとき短期間内の審議で、はたして満足な成果が得られるか、町名地番の整理を実施する場合の所要の経費、所要年数いかな等の諸点、

また、海洋科学技術審議会につきましては、政府の提案理由に言うがごとき趣旨を実現するためには、審議会よりも行政委員会制度で運営するを適當とするのではないか、本審議会の主要な審議項目は何か、海上保安庁、水産庁、気象庁、各大学等で行なわれていゝるわが国の海洋調査の現状いかな等の諸点でありまして、その審議の詳細は、委員会會議録に譲ることにいたします。

昨日の委員会において質疑を終わる、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中、「昭和三十六年四月一日」とあるのを、「公布の日」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言があり、次いで、日本社会党を代表して千葉委員より、本法律案に賛成の旨の発言があ

り、なお、閣議決定で總理府に置かれている暴力犯罪防止対策懇談会の措置については、政府より近く善処する旨の答弁があつたので、この点は了承するとの意見が述べられました。

討論を終わる、まず、村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、精神衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条(知事による入院措置)」を「第二十九条の二(入院措置)第二十九条の三(社会保険

院措置)の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)に、「第三十条(費用の負担及び補助)」を「第三十条(費用の支弁及び負担)」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

第二十九条の二 前条の規定により入院する者について国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院が行なう医療に要する費用の額及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

「第二十九条(知事による入院措置)」を「第二十九条の二(入院措置)第二十九条の三(社会保険

院措置)の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)に、「第三十条(費用の負担及び補助)」を「第三十条(費用の支弁及び負担)」に改める。

例によることできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

(社会保険診療報酬支払基金への事務の委託)

第二十九条の三 都道府県は、第二十九条の規定により入院する者について国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院が行なう医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての

審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。第三十条に見出しとして「(費用の支弁及び負担)」を加え、同条第一項中「前条」を「第二十九条」に改め、「政令の定めるところにより、」を削り、「負担」を「支弁」に改め、同条第二項中「支出する」を「支弁した」に、「二分の一を補助する」を「十分の八を負担する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 第二十九条の規定により入院する者の入院に要する費用でこの法律の施行前の期間に係るものに関する国の補助については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

3 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「委託されたときにおいても」を「委託された

とき、並びに精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第百二十九条の三の規定により、同条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても」に改める。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

精神障害者は、自分を傷つけ、他人に害を及ぼすおそれがあり、社会不安の一因となっているのであります。

が、その治療には、長期に入院して多額の医療費を必要とする者が多いため、とかく十分な入院治療が行なわれず、また患者世帯が貧困階層へ転落することが多い実情であります。本法律案は、精神障害者の医療費負担の軽減をはかるとともに、社会不安を除去するため、その医療及び保護の徹底を期せんとするものであります。

その要旨は、第一に、措置患者の入院に要する費用については、国庫補助率を従来の二分の一から十分の八に引き上げ、都道府県における必要予算の計上を容易にすること、第二に、措置患者の医療に関する診療方針及び費用について、その規定を整備するとともに、医療費の支払い事務等を円滑に処理するため、これを社会保険診療報酬支払基金に委託し得ることでありす。

本法律案については、熱心に質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、病床数が不足していないか、また、これに伴う医師、看護婦等の養成はいかに計画されているか、また、措置患者の入院費並びに都道府県の支出費に対する国庫負担、及び精神病院の指導監督等についてでありましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告をいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず委員長長の報告を求めます。運輸委員長三木與吉郎君。

昭和三十六年四月十二日 参議院會議録第二十二号 港灣法の一部を改正する法律案

審査報告書

港灣法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月十一日

運輸委員長 三木與吉郎

参議院議長松野鶴平殿

附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改め、附則第二項を次のように改める。

2 改正後の第五十五条の六の規定は、昭和三十六年度以降の予算に係る工事について適用する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、政令で定める重要港灣における地盤沈下対策港灣工事の施行を促進するため、当分の間、当該工事の費用についての国の助成率を六割までに引き上げる特例措置を講じようとするものであつて、委員会は適当な措置と認める。なお施行期日等について修正を行なつた。

二、費用

本年度予算において

直轄新潟地盤沈下対策事業費
(事務費を含む)
三億九千万円

新潟地盤沈下対策事業費補助
(海岸分を除く)
三億五千五百万円

が計上されているが、このうち本特例措置による国庫助成増額は約九千八百万円である。

港灣法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

港灣法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律案

港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の五の次に次の一条を加える。

(地盤の沈下により必要となつた港灣工事に係る国庫負担等の特例)

第五十五条の六 当分の間、政令で定める重要港灣(特定重要港灣を除く)において、港灣管理者が次の工事をする場合には、その工事に要する費用の十分の六までを国において負担することができる。

一 地盤の沈下により必要となつた外郭施設又は保留施設の改良

の工事であつて、当該施設の効用(その施設が建設された時における効用とし、その施設が改良された場合にあつては、その改良された時における効用とする。以下この条において同じ)の復旧及び維持を目的とするもの

二 地盤の沈下により外郭施設又は保留施設の効用の全部又は一部が失われた場合において、その施設について前号の工事をすることが著しく困難又は不適当であるため、必要となつた当該施設に代わるべき外郭施設又は保留施設の建設の工事

三 地盤の沈下による海水又は河川の流水の侵入を防止するために必要な外郭施設の建設の工事

第四十二条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3 当分の間、第一項の重要港灣において、港灣管理者が次の工事をする場合については、第四十三条第二号中「十分の五以内」とあるのは、「十分の六以内」とする。

一 地盤の沈下により必要となつた臨港交通施設の改良の工事であつて、当該施設の効用の復旧及び維持を目的とするもの

二 地盤の沈下により臨港交通施設の効用の全部又は一部が失われた場合において、その施設に

ついて前号の工事をすることが著しく困難又は不適当であるため、必要となつた当該施設に代わるべき臨港交通施設の建設の工事

4 第一項及び第二項の規定は、第一項の重要港灣において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら第一項各号の工事をする場合について準用する。

5 当分の間、第一項の重要港灣において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら第三項各号の工事をする場合については、同条第三項中「十分の五」とあるのは、「十分の四以上十分の五以下」の範囲内で運輸大臣が定める額とする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の第五十五条の六の規定は、昭和三十五年までの予算(昭和三十六年度に繰り越したものを含む)に係る工事については、適用しない。

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 ただいま議題となりました港灣法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、政府の説明によりまずと、政令で定める重要港灣における地盤沈下対策港灣工事の費用についての国の助成率を、港灣管理者の財政負担力にかながみまして、当分の間、現行法に規定されておりますところの通常の港灣工事の場合の五割から六割までに引き上げる特例措置を講じようとするものであります。

質疑は、本法案の具体的な適用について熱心に行なわれましたが、質疑の過程におきまして明らかになりましたおもなことを申し上げますと、その第一は、本法案による特例措置の適用港灣として、政府は、地盤沈下速度の急速であることと、港灣管理者の財政負担力とを考慮して、新潟港を指定する考えであること。第二に、この特例措置は、当分の間の暫定措置とされており、当分の間とは、新潟港における恒久対策事業が完成するまでの期間と解していること。第三に、新潟における地盤沈下は、天然ガス採取のため地下水の汲み上げがおもなる原因であるとの地盤沈下対策審議会の結論に基づきまして、運輸省におきましては、昭和三十三年以降実施の恒久対策事業を三十五年度で一応打ち切り、本年度より総事業費約四十二億円の恒久対策事業を五カ年計画で実施する予定であるとのことであります。さて、討論に入りましたところ、天

昭和三十六年四月十二日 参議院會議録第二十一号 港灣法の一部を改正する法律案

るのを「公布の日」とするなどの修正案が提出され、次いで、本法案について自由民主党を代表して、地盤沈下により生ずる港灣機能の障害を除去し、民生の安定をはかるものとして賛成の旨の発言があり、さらに、地盤沈下対策港灣工事は、港灣整備五カ年計画に含まれていないが、確実なこれを実施されたいとの希望意見が述べられました。次に、民主社会党を代表して松浦委員及び日本社会党を代表して中村委員より、それぞれ賛成の旨の討論がありました。なお、中村委員は、地盤沈下原因の排除を根本対策とし、なるべく国の力で事業を施行されたい旨の要望意見を述べられました。

かくて討論を終わります。まず、天竺委員提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定し、次いで、修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十分散会

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君

村山 道雄君 谷口 慶吉君
森 八三二君 田中 清一君
櫻井 志郎君 加賀山之雄君
稲浦 鹿蔵君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 加藤 正人君
白井 勇君 佐藤 芳男君
吉江 勝保君 奥 むめお君
辻 武壽君 竹中 恒夫君
三木與吉郎君 苦米地英俊君
田中 啓一君 山本 米治君
佐藤 尚武君 市川 房枝君
村松 久義君 堀 末治君
藤野 繁雄君 村上 義一君
北條 篤八君 千田 正君
黒川 武雄君 杉原 荒太君
野上 進君 山本 杉君
天竺 良吉君 米田 正文君
鳥島徳次郎君 北畠 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 手島 栄君
石谷 憲男君 増原 恵吉君

山本 利壽君 小橋 治和君
佐野 廣君 前田佳都男君
最上 英子君 岩沢 忠恭君
岡崎 真一君 武藤 常介君
野本 品吉君 小柳 牧衛君
宮澤 喜一君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 木内 四郎君
石原幹市郎君 斎藤 昇君
吉武 恵市君 永野 護君
小林 英三君 寺尾 豊君
田中 茂雄君 西田 信一君
林田 正治君 木島 義夫君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤間 文三君 安部 清美君
堀本 宜実君 松村 秀逸君
松野 孝一君 井川 伊平君
堀見 俊二君 上林 忠次君
梶原 茂嘉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
松平 勇雄君 小林 武治君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 秋山俊一郎君
堀木 鎌三君 郡 祐一君
一松 定吉君 木村篤太郎君
野田 俊作君 大森 創造君
野上 元君 豊瀬 慎一君
山本伊三郎君 武内 五郎君
小柳 勇君 鶴岡 哲夫君
横川 正市君 鈴木 強君
坂本 昭君 阿部 竹松君

中村 順造君 大川 光三君
岡村文四郎君 松永 忠二君
占部 秀男君 鈴木 壽君
伊藤 顯道君 藤田 進君
亀田 得治君 加瀬 完君
阿貝根 登君 大和 与一君
下村 定君 荒木正三郎君
小酒井義男君 高田なほ子君
光村 甚助君 湯澤三千男君
加藤シヅエ君 吉田 法晴君
千葉 信君 小林 孝平君
岩間 正男君 須藤 五郎君
米田 敏君 森中 守義君
北村 暢君 永末 英一君
安田 敏雄君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 田上 松衛君
田畑 金光君 平林 剛君
永岡 光治君 相馬 助治君
向井 長年君 戸叶 武君
椿 繁夫君 矢嶋 三義君
岡 三郎君 村尾 重雄君
曾根 益君 羽生 三七君
内村 清次君 野澤 勝君
松本治一郎君 山田 節男君
赤松 常子君

國務大臣 厚生大臣 古井 喜實君
國務大臣 池田正之輔君

政府委員 総理府総務長官 藤枝 泉介君
外務政務次官 津島 文治君
大蔵政務次官 田中 茂雄君

農林政務次官 八田 貞義君
運輸政務次官 福家 俊一君
自治政務次官 渡海元三郎君

〔第十五号参照〕
審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

通信委員長 鈴木 恭一
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条の規定に基づいて昭和三十六年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであるが、その内容は、同協会の行なりラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は、全会一致をもって、承認すべきものと決定した。

なお、日本放送協会の昭和三十六年度収支予算は、収入、支出のおの四百五十六億八千五百六万円である。

昭和三十六年四月十二日 参議院會議録第二十二号

〔第十六号参照〕

審査報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

商工委員長 齋木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)中小企業金融公庫の業務量の増大に対処するため、役員のうち理事を二人増加して六人とする、(二)中小企業金融公庫の総裁が代理人を選任した場合、その代理権の範囲を明確化することを内容とするものであつて、同公庫の円滑な運営に資するため、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

商工委員長 齋木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業信用保険公庫に対し昭和三十六年度において政府出資を二十億円増額し、これを融資基金に充てようとするものであつて、同公庫の信用保証協会に対する貸付業務の拡充を図り、信用保証協会の保証能力の拡大に資するため、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十六年度特別会計予算中、産業投資特別会計に中小企業信用保険公庫出資金二十億円が計上されている。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

商工委員長 齋木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)現行の融資保険及び普通保証保険の制度を廃止

し、(二)第二種包括保証保険の付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げ、(三)信用金庫連合会の中、小企業者に対する貸付に係る保証協会の保証を信用保険の対象にしようとするものであつて、中小企業信用保険法施行後の経過にかんがみ、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

三、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、中小企業の近代化を促進するため、財政投融資を大幅に増加するとともに、中小企業に対する民間の設備近代化融資を円滑にするため現行制度に再検討を加え、要すれば新しい信用保険を創設するよう速やかに措置すべきである。

審査報告書

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

商工委員長 齋木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の補助の対象となる都道府県の貸付資金に中小企業者の工場集団化のための土地及び建物に関する資金を加え、中小企業者が事業協同組合等を中心に、集団化計画に基づいて一つの団地に集団して工場又は事業場を設置する場合、その集団化のための土地の取得、造成及び建物の建設に必要な資金を、その事業協同組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、貸付けできるようにするとともに、工場集団化のために必要な工場用地の買換えの場合の所得税及び法人税の課税を一定の要件の下に減免する特例措置を講じようとするものであつて、工場用地の造成を促進するとともに中小企業者の経営合理化に資するため、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている中小企業近代化促進に必要な経費三十億七千万円のうち、約三億円が充てられる予定である。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における産業構造の変化等にかんがみ、あわせて貿易の自由化に対処するため、関税率表の全面改正を行なうとともに、新たに緊急関税制度を設ける等、所要の改正措置を講じようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度予算において千七百七十七億四千八百万円の間税収入が見込まれている。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は関税法の改正に伴い、最近における貿易及び国内産業の実状を考慮して、特定の物品について暫定的に減増税する等所要の調整を行なうとともに、現在関税の暫定的減免を行なっている物品のうち一部のものについての適用期間を延長する等の所要の改正措置を講じようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施工のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度予算において、関税法等の改正に伴う増収額として、六億六百万円が見込まれている。

審査報告書

関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十九日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における沖縄との貿易の実情にかえりみ、その

地域から輸入される物品のうち土産ものに對して従来行なつていた

関税免除の制度に加えて、外国産原料を使用してその地域で生産するものにつき、新たに関税の軽減の制度を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施工のため、別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十六年度一般会計予算、昭和三十六年度特別会計予算及び昭和三十六年度政府関係機関予算は、内外の諸情勢に十分留意しつつ、健全財政の下に国民所得増進計画の初年度として必要な諸施策を推進することを基本方針とし、減税、社会保障及び公共投資等に、特に重点を置いて編成されたものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

一般会計予算の総額は、

歳入 一兆九千五百二十七億七千六百二十七万七千円

歳出 一兆九千五百二十七億七千六百二十七万七千円

特別会計予算の合計額は、

歳入 四兆四千六百四億二千八百十五万六千円

歳出 四兆一千八百十七億九千九百三十四万二千円

政府関係機関予算の合計額は、

収入 一兆九千四百七十億四千九百八万三千円

支出 一兆七千七百八十八億八千二百六十四万六千円

である。

なお、一般会計予算と特別会計予算の純計額は、

歳入 四兆四百五億九千四百七十七万七千円

歳出 三兆七千六百六十一億二千一百一十三万三千円

となる。

〔第十八号参照〕

審査報告書

昭和三十六年度一般会計予算

昭和三十六年度特別会計予算

昭和三十六年度政府関係機関予算

算

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月一日

予算委員長 館 哲二

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年四月十二日 参議院会議録第二十一号

四九八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五 加藤